入札心得

【入札の無効】

- 1 次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。
- (1)参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行なった者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- (7) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条 (錯誤) により無効と認められるものを提出 した者
- (8) 一人で2以上の入札をした者
- (9) 代理人でその資格のない者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

【入札の中止】

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の 負担とします。
- (1)入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

【入札の辞退】

- 3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
- (1)入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2)入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (3) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- (4)入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する 者に直接提出して行う。
- (5)入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

【公正な入札の確保】

4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。